

宇都宮市

2008.2.16.

地方分権と『自治基本条例』

牛山久仁彦（明治大学）

1. 分権時代の自治体と住民

自治体間競争の時代と「地方自治改革」→ 地域住民の信頼に応える自治体づくり

⇒ 自治体は住民と行政の協働で創る — 自治体は役所だけのものではない

・ 政策の優先順位 ・ 限られた財源の有効利用 ・ 多様なニーズへの対応

☆ そもそも地方自治とは何だったのか？

2. 住民協働のあり方と考え方

変わる住民と行政の関係—なぜ協働型の自治体運営が求められるのか

積極的理由 地方分権改革の進展

住民本位の行政

住民意識の成熟

消極的理由 財政危機による行政サービスの縮小（選択）

「政府の失敗」の修正

住民による行政の補完

◇ 地域社会の状況変化に見合った自治体経営のPDCAサイクルと協働

3. 地方分権と住民参加・協働

2000年4月 地方分権推進関連法（分権一括法）成立

・ 自治体に権限と財源を「委譲」 — 機関委任事務の廃止

国と地方の関係の見直し

必置規制の緩和 など

「官官分権」にすぎないという批判も

▽

「行政から住民へ」「官から民へ」という分権 — 規制改革との異同

☆ 自治体経営におけるNPM理論の影響と自治体改革（自治体経営改革）

☆ 単なるコストカットにとどまらない、住民の満足度を高めるための方策

3. 分権と協働のための条例を創ることの意味

条例制定権の拡大と自治体の対応 — 「上乘せ」「横出し」条例への取り組み

自治基本条例の制定

☆分権時代の自治体のあり方を条例化することの意義

- ◎自治基本条例の制度設計 → 何を条例化するか＝議会・行政と住民の約束ごと
- 分権自治体の理念とまちづくりの方向性
 - 参加・協働の手法と具体的な課題
 - 参加・協働の実効性担保と監視機関 など

5. 自治基本条例の位置づけと活用方策

自治体における市民の憲法 ＝「自治基本条例」

- 地方分権改革を契機に制定運動が活発化
 - ・ 現行法の枠内での制定という制約
 - ・ 法律を逸脱しないということの意味（条例制定権）
 - ・ 最高規範性の考え方

自治体行政サービスあり方についての基本的方向性

自治体の他の条例の規範 住民の自治体政治への関与のルール

住民参加のあり方 議会・行政の組織・運営の考え方

行財政システムのあり方・改革の方向

住民投票制度の導入

☆宇都宮市らしさをどのように具体化していくのか？（理念・計画・施策）

- ・ 他の自治体の事例 ニセコ町まちづくり基本条例 など

6. 条例の制定手続きと改正

自治基本条例制定のハードル 最も高い→住民投票を課す ⇒ 条例の権威高めるが…
最も低い→議会議決

- 制定過程への住民参加 ー 制定過程は常に公開される必要
- パブリックコメントなどの多用
 - 住民への日常的な情報公開
 - 意見の日常的な把握と参加
 - ☆自治体議会との関係とパブリック・インボルブメント

7. まとめー地方分権の時代にどのような自治体を構想するのか

自治体間競争の時代と「自治体改革」→ 地域住民の信頼に応える自治体づくり

◇地方分権は日本の社会のあり方を問う

◎自己決定・自己責任を貫き通す地域の努力と自治基本条例の必要性・重要性

→ 宇都宮市における自治基本条例の効用と議員・職員に求められること

☆ 自治基本条例は実効性のない理念条例ではないことの確認